

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月13日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第8号

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表保険管理課の項中第9号及び第10号を次のように改め、第11号を削り、第12号及び第13号を1号ずつ繰り上げる。

(9) 資格確認書に関すること。

(10) 資格情報通知書に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付した被保険者証、短期被保険者証及び資格証明書については、なお従前の例による。